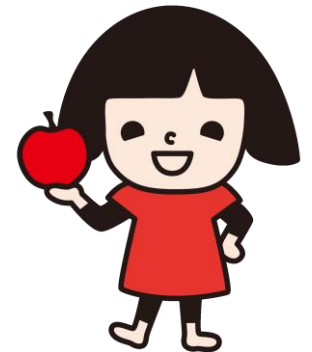


基本法改正にかかると政策要請 — JAグループの取り組み —



令和5年6月22日
JA全中農政部 加藤 純



本日のお話



1. 食料安全保障の必要性

2. JAグループの政策提案のポイント

3. 今後の課題

1 今なぜ食料安全保障が必要か？

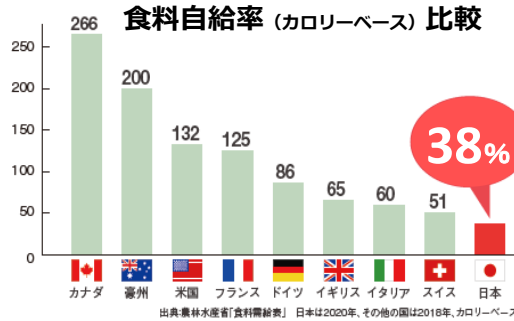
①生活に不可欠な「食」と「農」の状況

「食」を「農」をとりまく5つのリスク



食料自給率の低迷
食料の多くを
輸入に頼り続けている

- 日本の食料自給率は38%（令和3年度）。長期にわたり低迷。
- 食料・農業・農村基本計画での目標値は、令和12年度で45%。



自然災害の多発
世界と日本の農業が
多くの災害に直撃される

- 異常気象は世界的に発生。
- 日本でも自然災害が回数・被害額とも増加。令和2年度の農林水産関係被害額は2,473億円。



世界的な人口増加
世界の人口増加で
食料不足が懸念される

- 世界の人口は今後も増加し、2050年には97億人まで増加予測。
- 2010年から2050までの40年間で世界が必要とする食料は約1.7倍に増加予測。



農業生産基盤の弱体化
農家の減少と高齢化、
農地の減少が進む

- 農業就業人口は年約8.5万人のペースで減少。新規就農者は年約5万人程度。
- 平均年齢も平成の30年間で10歳高齢化。



国際化の進展
輸入増加で食料自給率
低下の可能性がある

- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定など、国際化は急速に進展。
- 平成14年から令和3年までの20年間で、農産物輸出入額は約6,000億円増加。一方、輸入額は約2.7兆円増加し、約7兆円。

②食料安全保障の強化は、時間等がかかる

【マスクなど工業製品】



半年後



【農畜産物(輸入に頼れない場合)】



複数年



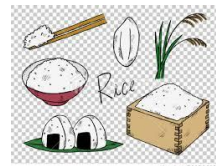
- ・生き物が相手であり、生産*にも、技術習得(人材育成)にも時間がかかる
* 米は収穫までに1年。肉牛は出荷までに3年超。
- ・自然の影響を受けるため、生産場所を選ぶとともに、安定生産が難しい

⇒不測時ではなく、平時からの食料安全保障の強化が必要！

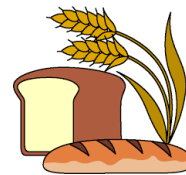
③では、日本の状況を数字で見てください

【品目別の需要量】

米：約700万トン（1人当たり56kg）



小麦：約560万トン（うち輸入約460万トン、国産約100万トン）



大豆：約360万トン（うち搾油用約240万トン、食用※約100万トン）
※食用の国産は約24万トン



トウモロコシ：約1,580万トン（うち輸入約1,560万トン、国産約20万トン）
（うち飼料用約1,140万トン、コンスターチ約320万トン）

牛肉：約93万トン（うち輸入約59万トン、国産※約34万トン）



※国産のうち、和牛約16万トン、乳用種約9万トン、交雑種約8万トン

牛乳・乳製品：約1,200万トン（うち国産※約760万トン、輸入乳製品約470万トン）

※国産のうち、牛乳約400万トン、脱脂粉乳・バター約187万トン、
生クリーム・チーズ約168万トン



2-1 基本法見直しに関する主なスケジュール

政府・与党、JAグループの主な関係日程

| | 主な政治日程 | JAグループ |
|---------------|---|---|
| 【令和4年】 12月 | 政府・与党「食料安全保障強化政策大綱」 | ↑ ↓ 基本的考え方 組織討議 |
| 【令和5年】 1月 | | 9日 全中理事会（基本的考え方） |
| 2月 | | |
| 3月 | | |
| 4月 | 統一地方選挙 | ↑ ↓ 政策提案 組織討議 |
| 5月 | 12日 自民党食料安全保障検討委員会（団体要請） 自民党、基本法の見直しに関する提言策定 食料・農業・農村基本法の検証・見直し 中間とりまとめ策定？ | 11日 全中理事会（政策提案） 12日 ≪政策推進全国大会≫ 野村農林水産大臣要請（政策提案） |
| 6月 | | 8日 全中理事会 （税制改正要望（骨子）、品目別対策の基本的考え方） |
| 7月 | | 20日 全中理事会（予算要望） |
| 8月 | 末 概算要求・税制改正要望 | 18日 全中通常総会 |
| 9月 | | 14日～15日 農政基礎研修会 |
| 10月 | | 5日 全中理事会 （税制改正要望、品目別政策提案骨子） |
| 11月 | 水田農業対策とりまとめ | 9日 全中理事会 （補正予算要望？、品目別政策提案） 中旬 ≪基本農政確立全国大会≫ |
| 12月 | 甘味資源・畜産物価格決定 補正予算？、予算編成・税制改正 | |

✓ 組織討議を2回実施
✓ 全県から意見を集約

✓ 5月に全国大会を開催
✓ 政府等のとりまとめに
JAグループの考えを
反映

✓ 秋には、国消国産月
間や全国大会を開催

国消国産月間

2-2 「政策提案」ポイント①：食料安全保障、国産へ切替

(1) 食料安全保障の位置づけ・関連施策の強化・再構築

① わが国における食料安全保障の定義を明らかにしたうえで、「平時」を含む「食料安全保障の強化」を基本法の目的として明確に位置づけるとともに、食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みの構築や政府全体で対応しうる体制を整備するなど、国家をあげた課題として、施策の強化・再構築をはかること。

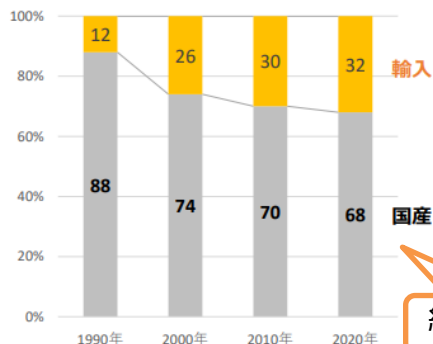
(2) 国内生産の増大を基本とした方向の明確化

- ① 食料の安定供給の確保に向け、改めて国内生産の増大を中心に取り組むことを基本法において強調し、自給率・自給力の向上および生産基盤の強化に向けた施策を講じること。
- ② 輸入依存が大きい農産物(小麦・大豆・飼料作物など)および輸入代替が期待できる農産物(米粉など)の増産、国産への切替・安定供給に向けた措置を基本法に明記し、食料備蓄を強化すること。

(3) 生産資材の確保・安定供給

① 生産に必要な資材の確保・安定供給や生産性・品質の向上、国内資源の有効活用・流通の円滑化、調達が多様化、備蓄などの措置を講じること。

<加工・業務用野菜の割合>

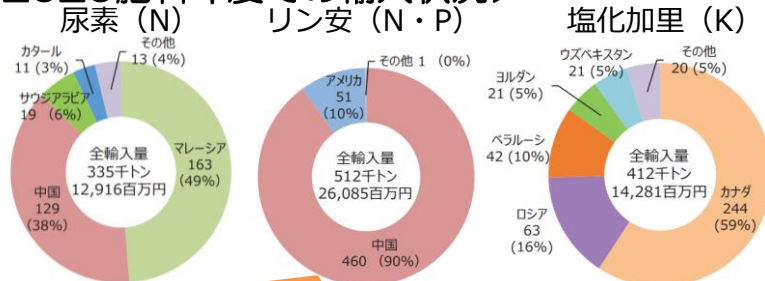


約3割が輸入

<日本の穀物等の備蓄>

| | 品目 | 備蓄水準 |
|----|-------|-------------------|
| 国産 | 米 | 100万吨程度 |
| 輸入 | 食糧用小麦 | 90万吨 需要量2,3ヵ月分 |

<2020肥料年度での輸入状況>



営農に欠かせない肥料は、中国など海外輸入に依存

(目的)

第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(不測時における食料安全保障)

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

(参考) JAグループの取り組み事例 (耕畜連携など)

【子実用とうもろこし生産実証】

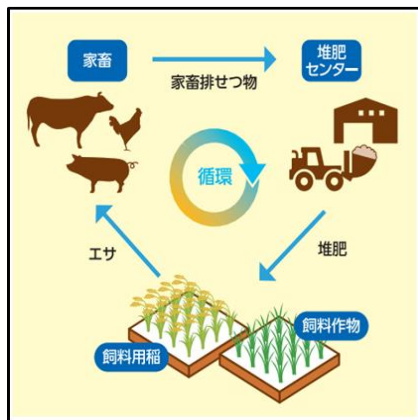


子実用とうもろこし生産の大規模な実証試験に着手

<全農>

- JA古川管内の大豆生産組合を中心とした圃場で大豆との輪作を開始
- JA全農北日本くみあい飼料の石巻工場で飼料原料として使用

【堆肥ペレット・稲わら広域流通実証】



約1,500kmの広域流通で県域を超えた耕畜連携

【全農 耕×畜なび】

- 堆肥センターの生産・流通実態の見える化、畜産農家と耕種農家のマッチング機会の創出を目的としたウェブサイトを開発
- 全国のJAや一部自治体を対象としたアンケートや実地調査のデータを反映

堆肥原料の畜種や生産量、堆肥の形状等から堆肥センターを検索可能

【耕畜連携のブランド化等 (JA全農ひろしま、JA菊池)】

耕畜連携 広島和牛



- 県内初の和牛専用の「高含飼料 (TMR)」の製造工場を庄原市の地産に新設。産大12,400tのTMRを製造・供給する計画。
- 飼料用稲の付付拡大を促し、耕畜連携による「地域循環型農業」を実現。
- 広島県本部の運営農場における実証試験を経て、広島県内の和牛産家に供給している。
- TMRで育った和牛を「耕畜連携 広島和牛」として販売。



JA菊池の特産品

エコ + 畜 = えこめくん

えこめくんは、地球環境に優しいという意味を表す「エコ」と「畜」を合わせた造語で、えこめくんとは、まさにお米を食べて育った地球環境に優しい牛です。

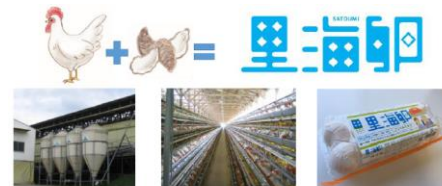
エコにつながるわけは… 牛が地元のお米を食べることによって…

- ① 輸入飼料を減らすことができます。
- ② 水田を守ることもできます。
- ③ お肉の風味が増します。

「3-R」により、耕畜連携を
見える化・ブランド化

穀物飼料の地産地消による
ブランド化

【未利用資源活用等 (JA全農おかやま、JAあまみ)】



上) 衛生管理の行き届いた指定農場にてカ牛糞を配合した飼料を給餌することで、産卵時に必要なカルシウムを補うことにも、カ牛糞の豊富なミネラルで良質な卵が生産されている。下) 「里海卵」は量販店や外食店舗で販売・使用されており良質で環境保全につながる卵として人気商品となっている。



- さとうきびの枯葉 (はかま) を粗飼料化し、肉用牛に給与
- 堆肥はさとうきび畑に還元

牡蠣殻を飼料として活用し、「里海卵」として商品化

地方自治体と連携し、飼料価格高騰対策に取り組む

※そのほか、コントラクターによる飼料生産、稲わらの地域内流通支援、国産粗飼料の広域流通検討など、様々な取り組みを実施!

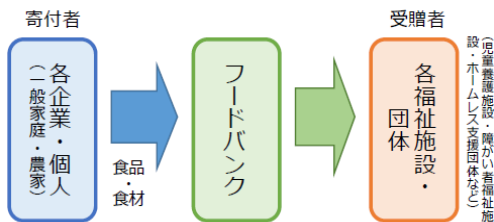
2-2 「政策提案」ポイント②：新たな食料支援策など

- ① フードバンクや子ども食堂等への支援の強化および新たな食料支援策を講じること。
- ② 学校給食や公共調達の国産化など、国・地方自治体が一体となった国産農畜産物の消費促進、移動購買車への支援など、円滑な食品アクセスの確保に向けた施策を講じること。

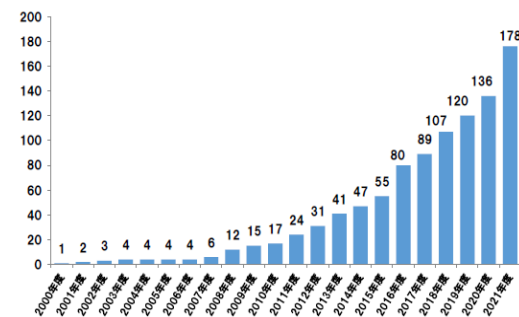
<民間による主な食料支援>

1. フードバンク

- 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- 各国の農業政策に位置付けられ、多くの国で展開。わが国でも、取り組みが拡大（北海道から沖縄まで約180団体が活動）
- JAグループも各段階で支援。



○国内のフードバンク団体数



2. こども食堂

- 「こども食堂」は、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂。わが国で急速に増加しており、全国で約6000か所（R3年）

国は、フードバンク等に対し、食品の受け入れ・提供拡大に向け、支援を実施。また、コロナ対策として、こども食堂等への米の提供を支援。

<米国における食料支援策（SNAP）>

【概要】

- SNAP（補助的栄養支援対策プログラム。旧フードスタンプ）として、低所得者層の受給者に対し、給付金を支給。
- 受給者は**SNAP専用カード**（SNAP用口座と紐づいたデビットカードのようなもの）**により食料品を購入**。
- 給付額は世帯の規模や収入、家賃や医療費等の地域の支出水準等により異なる。
- 一人当たりの平均給付額は**ひと月当たり127ドル（約18,000円）**（2021年度）。
- コロナ前の**平均予算額は約670億ドル（約9.4兆円）**。

【受給要件等】

- 所得等が、**政府の定める基準額以下に該当する者が受給対象**（約4,200万人＝米国人の約8人に1人）がSNAPを受給。

【SNAPにより購入可能な食料品等】

- アルコール飲料や、惣菜等の中食などを除く食品が主な購入可能品目。
- 政府により認可された小売店で購入可。

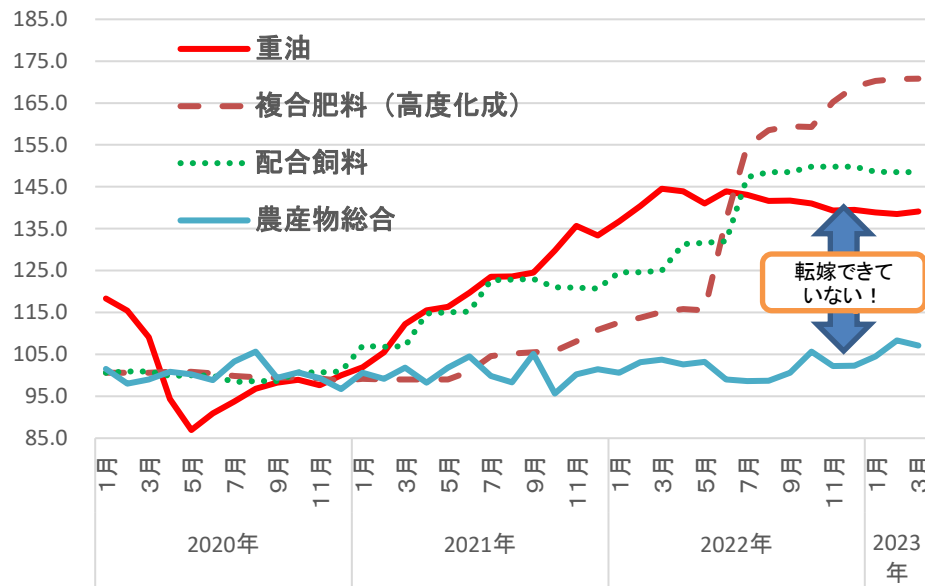


✓ **食料安全保障の強化の観点から、フードバンクや子ども食堂等への支援の強化および新たな食料支援策を講じることが必要**

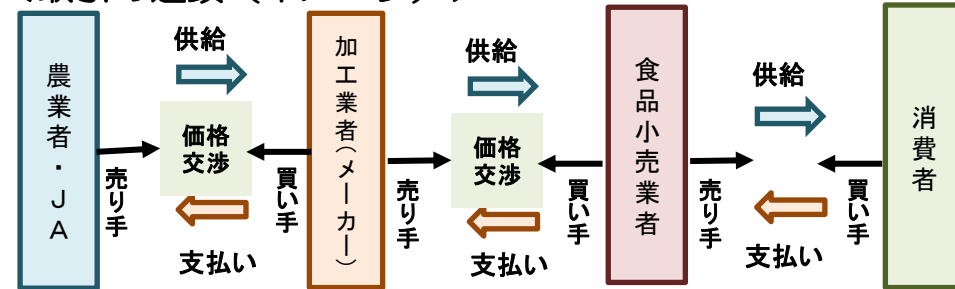
2-2 「政策提案」ポイント③：適正な価格形成

- ① 持続可能な農業の実現に向け、「合理的な価格」については、適正な価格形成の実現を意識した「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること。
- ② 「食料の供給」に加え、生産・流通コスト等をふまえた適正な価格の転嫁、環境負荷軽減の取り組み強化など、食料安全保障上の事業者の責務を基本法に明記すること。
- ③ 「消費者の需要に即した農業生産の推進」に加え、食料安全保障の観点から、海外の取り組みなどを参考に、再生産に配慮した適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化をはかること。

＜主な生産資材価格および農産物価格の推移＞



＜取引の連鎖（イメージ）＞



価格交渉力

売り手・買い手の規模の差が、価格交渉力に影響
(大手小売業者 > 加工業者 > 農業者)

長期にわたるデフレ経済のなか、価格の安さだけで競争する食品販売が普遍化
⇒ **食料安全保障上の事業者の責務を明記するとともに、適正な価格形成の仕組みの具体化が必要！**

(食料の安定供給の確保)
第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

(事業者の努力)
第十条 食品産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。

2-2 「政策提案」ポイント④：

多様な経営体の位置づけ、農地の適正利用

- ① 「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置づけ、その育成・確保に向けた施策を講じること。新規就農者や雇用就業者などの育成・研修、事業承継、農作業受託組織など農業サービス事業体の育成・促進をはかること。
- ② 農地の持続性をもった最大限の活用をはかるため、国が責任をもって優良農地を確保・活用する旨基本法に明記し、不適切な取得・利用の排除、優良農地の転用規制の強化など、地域と調和した農地の適正利用を強化すること。

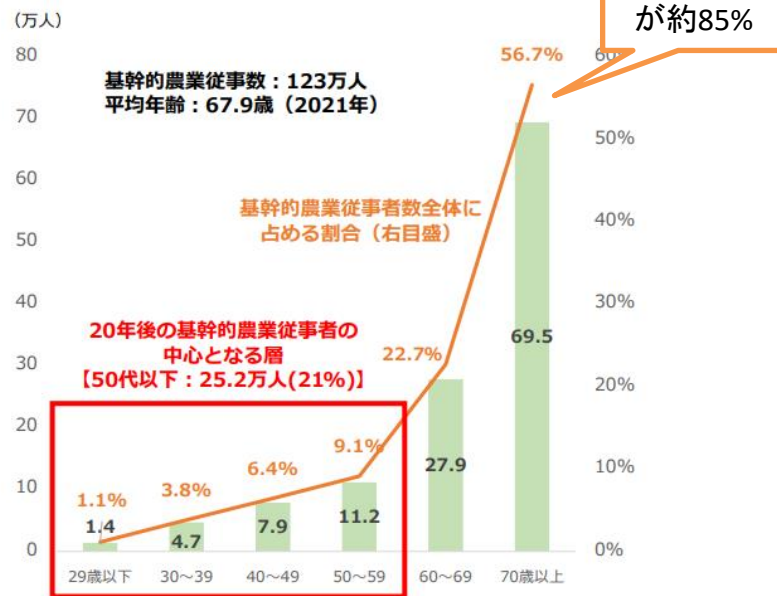
<農業従事者数等の推移>

| | 1998年 | 2022年 | 増減 |
|-----------|-------|------------------|------------------|
| 農業従事者数 | 691万人 | 229万人 (2021年) | ▲462万人 (▲67%) |
| 基幹的農業従事者数 | 241万人 | 123万人 | ▲118万人 (▲49%) |

農業従事者数：15歳以上の世帯員のうち、調査期前1年間に自営農業に従事した者
 基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者

- ✓ 生産基盤および地域経済・社会の維持をはかるため、地域計画に位置付けられた「中小・家族経営」などの多様な経営体の育成・確保が不可欠
- ✓ 新規就農者等の育成、事業承継、農作業受託組織などサービス事業体の育成・促進が必要

<基幹的農業従事者数の年齢構成>



（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第二十二条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2-2 「政策提案」ポイント⑤：環境負荷軽減（みどり）など

- ① 農業者・事業者・消費者それぞれにおいて、環境負荷軽減に向けた取り組みを促進する旨基本法に明記するとともに、研究・技術開発の促進、国内資源・未利用資源の最大限の活用に向けた措置を講じること。
- ② DX化、スマート農業などの技術開発・実装の推進、品種開発・改良および知的財産の保護・活用を促進する旨基本法に明記するとともに、物流の強化・効率化に向けた施策を講じること。

【JAグループの環境調和型農業の推進】

直面する課題への対応

当面の政策の動きや
環境変化にともなう



中長期的な推進に係る検討

みどりの食料システム戦略の目標
(2030年・2050年)

【地域実態に応じた環境調和型農業の実践】

みどりの食料システム法に基づく
各自治体における計画策定が順次開始



農水省の各種事業を活用しつつ、
自治体との協議・連携が必要



ドローンを活用した効率化による
化学農薬の削減



堆肥の散布による
化学肥料の使用量削減

【GHG（温室効果ガス）削減の見える化取り組み（JAみやぎ登米）】



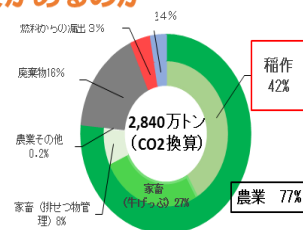
環境配慮した農産物…購入意欲は？ ラベルで「三つ星」表示 農水省が実証実験

(令和4年11月7日 日本農業新聞)

【水田からのメタン排出削減の考え方】

1.なぜ水田からのメタンを減らす必要があるのか

- ・温室効果ガスの一つであるメタンはCO2の約25倍の温室効果がある。
- ・水田からのメタン排出は日本のメタン排出の約40%を占める。

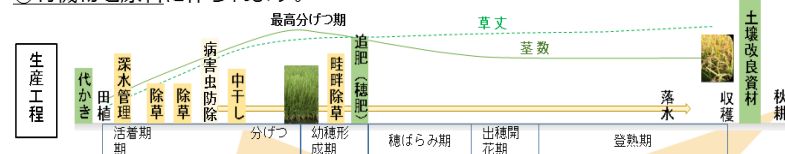


水田での取組で温室効果ガスの大幅な削減が必要！

日本のメタン排出量とその内訳 (2019年)

2.どうすれば削減できるのか

- ・水田からのメタンは土壌内のメタン生成菌によって①水を張った条件下②有機物を原料に作られます。



①の対策
中干し期間を慣行から1週間程度延長すれば水のない期間が長くなりメタン発生が約3割減少！



②の対策
稲わらのすき込み時期を春から秋に変えれば湛水前に分解が進みメタン発生が約5割減少！

2-2 「政策提案」ポイント⑥：

農村の活性化、JAなど関係団体の役割強化

- ① 日本型直接支払いを基本法に明確に位置づけ、地域・環境保全の強化に向けた施策の拡充、農業関係人口の増大に向けた施策、鳥獣被害対策とその体制整備の実施、農福連携の推進を基本法に明記すること。
- ② 都市農業が「都市住民の農業に対する理解の醸成」を含む「多様な機能」を果たしていることを基本法に明記すること。
- ③ JAなど農業団体が食料・農業・農村振興に果たしている役割を基本法に明記するとともに、地方公共団体や関係団体との連携強化やその役割発揮に必要な施策を講じること。

<現行の日本型直接支払>

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。

①環境保全型農業直接支払

- ・自然環境の保全に資する生産方式の導入にかかる活動の追加的コストを支援

②多面的機能支払

- ・多面的機能を支える共同活動を支援
- ・地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

③中山間地域等直接支払

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正。中山間地域等において、農用地を維持管理していくための協定に従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付

（農業者等の努力）

第九条 農業者及び農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（農業者等の努力の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

（団体の再編整備）

第三十八条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

(参考) 5月12日の全国大会 (JAグループ) の模様



全国のJA、青年組織・女性組織の代表など会場どうぶつあわせて4000人以上が参加(12日、東京都千代田区で)

5月12日の全国大会には、Web出席含め4,000名超が参加。森山先生からの講演もあり。



食料安全会場で要請する中食会中会委員ら(12日、東京・永田町で)



農村振興局向けの要請文交付中食会中会委員ら(12日、東京・永田町で)



基本法の改正などについて講演する森山氏 (12日、東京都千代田区で)

農業者に安心して営農を続けてもらうため、経営安定対策の拡充が重要だ。今後は資材価格変動への対応を強化する必要がある。肥料については補填対策を明確化していく。このことは、フランスのエガリム法を参考にすすめている価格形成の対応として必要だ。我々は責任をもって政策の見直しをすすめる。その両輪として、JAグループには、食料安全保障の強化に向けて大きな役割を果たしてもらいたい。

大会では自民党の総合農林政策調査会最高顧問で、食料安全保障に関する検討委員会の森山裕委員長が講演しました。森山氏は基本法見直しのポイントは、新自由主義からの転換が必要であり、将来にわたって安定的に運営できる政策の確立が必要とする考えを示しました。また、中小・家族経営を含む多様な経営体を基本法に位置付けること、経営安定対策の拡充が大事だと指摘しました。

基本法では、将来にわたり持続可能で、強固な食料供給基盤を確立することを大きな目標にしたい。食料が安価で輸入できる状況は、いつまでも続くわけではない。食料安全保障を抜本的に強化することが必要だ。国内生産の増大を進めつつ、国内で補えない穀物や肥料原料などは安定的な確保に向け備蓄強化、同盟国や友好国との連携関係の強化が大事だ。また、持続可能な食料生産を確保するため、農業や食品産業を環境との調和をとれたものへ転換することが不可避である。人口減少への対応としては、海外の労働力も視野に入れつつ、中山間を含めて生産・地域コミュニティを維持できるようにすることも極めて大事なことだ。新自由主義からの

将来にわたり持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けて

転換が必要であり、食料安全保障の強化を含めて、豊かで強固な日本社会、経済をつくることが重要だ。

基本法に中小・家族経営を含む多様な経営体を明記

基本法は、中小・家族経営を含む多様な経営体をしっかりと位置付けることが大事だ。家族経営が、地域農業のリーダーや、若い世代の育成役を担っていることを忘れてはならない。人口減少で担い手のいない地域がある中で、地域農業・農村を守るために、多様な経営体を支えることが極めて大事だ。安心して営農継続するために経営安定対策の拡充が重要

**新自由主義からの転換
安定的に運営できる政策の確立**

講演

自民党 総合農林政策調査会最高顧問
食料安全保障に関する検討委員会委員長
森山裕氏

(参考) 官邸 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料 (6月2日)

食料・農業・農村基本法の見直しの方向 (「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」)

- 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- **食料安全保障の定義**
食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障を確保**
- **輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化**
小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視。
- **海外市場も視野に入れた産業に転換**
輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。
- **適正な価格形成に向けた食料システムの構築**
持続可能な食料システム構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**
- **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**
買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

- **環境と調和のとれた食料システムの確立**
・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

- ～**急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立**～
- **人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立**
 - ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等(担い手)の育成・確保。
 - ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
 - ・**地域の話合いを基に、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる**。
- **スマート農業などによる生産性の向上**
 - ・スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保。
 - ・農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保。
- **家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等**
- ～**農村人口減少の中での農村集落機能の維持**～
- **農村コミュニティの維持**
 - ・イノベーションによるビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。
- **農村インフラの機能確保**
 - ・集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理を図る。

食料・農業・農村政策の4本柱と今後の方向性

- 世界の食料供給の不安定化、急速な人口減少などの環境変化の中で、平時からのすべての国民の食料安全保障を確保するため、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づき、
- ① 令和6年の通常国会への提出に向けて、食料・農業・農村基本法改正案の法制化に向けた作業を加速化するとともに、
 - ② 基本法の改正方向に合わせ、関係省庁と連携し、法制度の見直しを含めた施策の具体化を進め、今後、施策の実施に向けた工程表等を策定する。

<基本法の見直し方向>

<主な施策>

食料安全保障の強化

不測時だけでなく、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

- ・食料・農業・農村基本計画を見直し、食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組みへ転換
- ・食料の確保に向けた対策を不測時に政府一体で実行する体制・制度の構築（法制化）
- ・主食用米から転換し、麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料の生産拡大、米粉の利用拡大、水田の畑地化・汎用化、肥料の国産化推進等
- ・関係省庁と連携し、食品アクセス問題に対応する仕組みの検討（物流2024年問題への対応や、買い物弱者対策、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等、国民一人一人の食料安全保障等）
- ・適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設（法制化）

等

農林水産物・食品の輸出促進

海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換

- ・輸出促進法に基づく品目団体の下、食料システム全体での輸出拡大、規制に対応した輸出産地の形成
- ・輸出先国における輸出支援プラットフォームの整備（輸出事業者等へのきめ細やかなサポートの実施）
- ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等）等

農林水産業のグリーン化

環境負荷低減等、新たに持続可能な農業を主流化する考え方の導入

- ・みどりの食料システム法に基づき有機農業等の取組を大幅に拡大
- ・J-クレジット等の民間資金の活用等により、農業分野で温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に貢献、フードバンクへの寄附量の開示など食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化
- ・生産者と食品事業者等との連携の促進、環境負荷低減の取組の見える化
- ・各種支援が環境負荷低減の阻害要因にならないよう配慮することを原則化

等

スマート農業

農業従事者が減少する中でも、食料供給基盤が維持できるようにするための生産性の高い農業の確立

- ・産学官連携によるスマート技術の開発、サービス事業者の育成等によるスマート農業の導入による生産性の高い農業への転換（スマート農業の振興の法制化）、ほ場の大区画化
- ・受け皿となる経営体等やそれを経営・技術等でサポートするサービス事業者など、多様な農業人材の育成・確保
- ・農業水利施設等の維持管理や中山間地域の農業維持のためのスマート技術の活用と非農業者・団体の受け皿となる農村RMOの育成

等

3-2 「国消国産」統一運動の展開（令和5年度の取り組み）

令和5年度「国消国産」JAグループ統一運動（イメージ）



通年

「国消国産の日」を基点に「国消国産月間」を10月から11月に拡充し、行動変容を促す取り組みを重点化!

「国消国産」の意義等にかかるJAグループ一体となった情報発信

【子育て世代女性層】

- ウェブやSNS等を活用し、行動変容に繋げるための「食」を切り口とした情報発信
- 「みんなのよい食プロジェクト」等を活用し、時機を捉えた情報発信

【若年層】

- インフルエンサーを活用した情報発信や資料の制作・活用推進
- 教育機関等と連携した資料の制作・活用推進



【Z世代】向け施策

- 農水省が展開する国民運動（ニッポン・フード・シフト）と連携した情報発信



JA・県・全国連が相互に連携し、一体となって情報発信

食料安全保障等、「国消国産」の意義に関する国民理解醸成

(参考) 林先生を活用した広報資材 (消費者向け)

子どもたちの未来のために今、日本の「食」を選ぼう。

生産資材の高騰で、苦境に立つ生産者。

農業生産に欠かせない肥料、家畜のえさ、燃料などは、かつてない値上がりが続いています。生産資材の高騰と上がらない価格の板挟みで、このままでは農業を続けたくても続けられないという生産者の悲鳴が聞こえてきます。



農畜産物の適正な価格をみんなで考え、生産者を応援。

生産資材の高騰などで、今、生産者は苦境に立たされています。農業は土を耕し、苗を植え、育てて、収穫するという、時間と手間がかかる仕事。いったん衰退してしまえば、回復が難しいのです。今、国産の農畜産物の適正な価格をみんなで考えることが必要ではないでしょうか。

国産の農畜産物を選び、食べる。それは、子どもたちの未来を選ぶこと。

子どもたちの未来に日本の「食」をつなげることは、「国産の農畜産物を選び、食べる」という身近な行動に、その答えがあります。それはまた、私たちの世代の責任ともいえるでしょう。日本の農業が持続可能であるために、適正な価格で国産農畜産物を選び、食べて、日本の農業を応援していきましょう。



耕そう、大地と地域の未来。 JAグループ

本日の説明のまとめ

1. 食料安全保障の必要性

⇒ 「平時」を含めた食料安全保障の強化が必要

2. JAグループの政策提案のポイント

⇒ 平時からの食料安全保障、輸入から国産へ、適正な価格形成、多様な経営体などがポイント

3. 今後の課題

⇒ 政府・与党のとりまとめに、JAグループの考えは概ね反映。

⇒ 基本法条文や関係施策などの対応のほか、「国民理解と行動変容」が今後課題